

成年後見制度の利用促進 に関する取組について

令和 3 年 1 0 月
法務省民事局

1 成年後見制度の利用促進

- 政府広報を活用した広報活動
 - ・新聞広告（R3.10.12～10.17）（資料1）
 - ・インターネット広告（R3.10.25～10.31）
- 法務省によるインターネット広告（R3.11.1～R4.2.28）
- 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットを作成中
- 映画とタイアップした広報活動（資料1）

2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及

- 平成31年4月～ 成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議
- 令和3年10月 保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みについて取りまとめ（資料2）

3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

- 任意後見制度に関するリーフレット・ポスターを作成中
- 任意後見契約の当事者に対し、任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を送付予定
その際、利用状況に関する意識調査を実施予定

政府広報 | 法務省



成年後見制度を
ご存知ですか？

認知症、知的障害、精神障害
などの方々を悪質商法や
不利益な契約などから
保護し、支援する制度です
詳しくは▼



成年後見制度 法務省HP 検索

新聞広告（政府広報により全国73紙に掲載）



まあせんじもん！

10.30
（土）
ロードショー!!
rongo-noshikin.jp

主演歌：水川きよし「Happy!」(※2024年)

松重豊 / 新川優愛 瀬戸利樹 加藤諱 柴田理恵 石井王朗 若村麻由美
友近 クリス松村 高橋メアリージュン 佐々木健介 北川景 萩原博子
真木よう子 藤田弓子 哀川翔 轟夕起子 轟夕起子 三谷幸子
草薙光子

ご自身やご家族の「もしも」に備えましょう。

- ・判断能力が不十分な方を支援します！成年後見制度
- ・知って安心！新しい相続法
- ・ご家族への遺言書は法務局が守ります！遺言書保管制度

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

映画とタイアップした広報活動（ポスター・ホームページ・SNS等による周知等）

成年後見における預貯金管理に関する勉強会

フォローアップ会議取りまとめ

～保佐・補助類型を対象とする預貯金管理関係～

第1 前提

金融関係団体・各金融機関による自主的な勉強会である「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」（以下「勉強会」という。）において、平成30年3月、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会報告書」（以下「勉強会報告書」という。）が取りまとめられたが、同報告書においては、先進的な取組みについての情報を始めとして引き続き情報共有がされることが望ましいとの指摘があった。

この指摘を受けて、平成31年4月から、勉強会の参加団体等¹により、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）が開催され、今まで7回にわたって意見交換がされている。

第2 保佐・補助類型を対象とする預貯金管理について

1 検討の必要性

勉強会においては、保佐・補助制度の下でも利用できる預貯金管理の在り方を検討することも重要であるとの指摘があった一方で、保佐・補助制度の下では、原則として保佐人又は補助人による代理ではなく、被保佐人又は被補助人が自ら法律行為を行うことが想定されているため、基本的に後見人による法律行為を想定する後見制度支援預貯金の仕組みは、直ちにはなじまないという指摘があった。特に、本人が大口預貯金の引出しや解約を求めてきた場合の対応をどうするかや、保佐人・補助人の代理権の有無や範囲をどのように確認するかが問題になるという指摘があり、金融機関としては、システム対応や窓口業務の負担の程度などを慎重に検討する必要があるとの指摘もあった。

こうした指摘を踏まえ、勉強会においては、保佐・補助制度の下でも利用できる預貯金管理の在り方を検討することについては、その意義・必要性は共有しつつも、中長期的な検討が望まれる事項と整理することとされた。

そこで、フォローアップ会議では、上記経緯を踏まえ、保佐・補助制度

¹ 金融関係団体等は、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、全国労働金庫協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫である。なお、オブザーバーとして、信託協会が参加しているほか、関係省庁として、法務省、最高裁判所、厚生労働省、金融庁が参加している。

の下でも利用できる預貯金管理の在り方について検討を加えることとした。

2 保佐類型を対象とする預貯金管理の仕組み

(1) 具体的な仕組み

ア 基本的な考え方

勉強会報告書においては、後見制度支援預貯金の仕組みとして、本人の預貯金を、大きな生活の変化等があった場合に要する費用の原資として使用することが想定される大口預貯金と、日常的な生活費の原資として使用することが想定される小口預貯金に分けて管理することとし、大口預貯金の口座開設、解約及び払戻し並びに大口預貯金口座から小口預貯金口座への定期的な定額送金の設定・変更について、第三者のチェックを行うというモデルが示された。

フォローアップ会議では、上記後見制度支援預貯金の仕組みを前提としつつ、本人（被保佐人）は、被後見人よりも広い範囲で財産行為をすることが予定されていることに鑑み、保佐類型を対象とする預貯金管理（以下「保佐類型を対象とする支援預貯金」という。）の仕組みとして、保佐人に対し、本人に帰属する財産の管理・処分についての代理権が付与されていることを前提として、大口預貯金口座及び保佐人用の小口預貯金口座（以下「保佐人用口座」という。）とは別に本人用の小口預貯金口座（以下「本人用口座」という。）を設け、本人用口座については本人による自由な払戻しを可能とする一方で、保佐人による大口預貯金の口座開設、解約及び払戻し並びに大口預貯金口座から保佐人用口座及び本人用口座への定期的な定額送金の設定・変更について、家庭裁判所が発行する指示書によるチェックを行うという仕組み²（以下「本モデル」という。）が提示された。本モデルでは、本人用口座については、日常生活に関する行為の範囲内のものとして自由に払戻しを認めることとする一方で、事後的にその行為が取り消されることによる弊害を防止するために、本人用口座からの払戻しについて事前に保佐人から包括的な同意を得ることとし（※1）、また、保佐人が口座開設後に同意を撤回することを防止するために、約款等において同意を撤回することができない旨の条項を設けることや、本人用口座からの払戻しについて取消権を行使しない旨を金融機関に申し入れておくことを想定している（※2）。

（※1）本人用口座からの払戻しについて、保佐人が事前に包括的に同意をすることが許容されるかについては、保佐人において、本人の能

²本モデルのイメージは、末尾添付の図「保佐・補助類型を対象とする預貯金管理として考えられる仕組みのイメージについて」を参照。

力の程度、当該法律行為の内容及び同行為が本人に与える影響の程度等を考慮して相当と認められる範囲内の法律行為であれば、本人がその都度保佐人の同意を得ずに自由に行うことを許容しても、本人の保護に欠けることはないものと判断することは可能であり、この範囲内の法律行為については事前に包括的な同意を与えることも許容されることが可能である。実際にも、一部の金融機関では、保佐人が事前に包括的に同意し、被保佐人が単独で払戻しができる小口口座を提供しているとのことであった。他方で、本人用口座からの払戻しについて、保佐人による事前の包括的同意があったとしても、包括的同意の範囲内か否かが必ずしも明確ではなく、個々の取引が取り消される可能性があり、金融機関が責任を負うリスクがあるため、その都度、保佐人への確認が必要であるなどといった、保佐人による事前の包括的同意に関する消極的な意見もあったところ、包括的同意の範囲内か否か疑義がある場合には、個別に保佐人に確認することが考えられる。

(※2) 本人用口座からの払戻しにつき、保佐人において取消権を行使しない旨金融機関に申し入れておく方法によることの可否については、約款自体は本人と金融機関を契約当事者とするものであるため、約款の末尾等に保佐人を当事者とする条項を加え、保佐人が本人の代理人及び保佐人自身の両方の立場で署名押印するという方式等により対応可能であるとの意見があった。一方、当該約款については、民法第548条の2第2項又は消費者契約法第10条等によって無効となるリスクがあるとの意見もあったが、保佐類型を対象とする支援預貯金を利用することにより、保佐人による不正を防止しつつ、本人も預貯金口座を利用できるというメリットを享受できることを踏まえると、消費者契約法第10条等との関係でも、本人の利益を一方的に害するものではなく、許容されると解される。

イ 大口預貯金口座から2つの小口口座への定期送金について

本モデルにおいては、大口預貯金口座から2つの小口口座への定期送金がされることを想定しているが、大口預貯金口座から2つの小口口座へ送金することがシステム上困難な金融機関もあることから、大口預貯金口座から保佐人用口座に送金し、保佐人用口座から本人用口座に送金するという仕組みとすることも、オプションとして許容されることとされた。もっとも、上記のような仕組みを採用する場合には、途中で保佐人が出金することや保佐人用口座の残高不足により本人用口座への送金が不能となる事態を回避するための方策を講じる必要がある。

ウ 本人による大口預貯金口座からの払戻しや支援預貯金の解約について本モデルにおいては、大口預貯金口座からの払戻しは、基本的には、保佐人が家庭裁判所から指示書の発行を受けて行うことが想定されており、これにより、保佐人による不正防止を図ることが可能となっている。もっとも、突発的に支出が必要になったにもかかわらず、保佐人が払戻しを行わないような場合には、本人による払戻しもできるようにする必要がある。そこで、本人が、保佐人の同意を得て、大口預貯金口座から払戻しを受けることができることとし、これにより、保佐人が払戻しに同意しない場合であっても、本人が、保佐人の同意に代わる家庭裁判所の許可を受けることにより、対処することが可能になる。

また、本人が、保佐人の同意を得て、大口預貯金口座からの払戻しを受けることや、大口預貯金口座の解約を求めることについては、保佐人の同意について、家庭裁判所の指示書を必要とすることと整理された(※3)。

なお、本人が、保佐人の同意を得て、大口預貯金口座からの払戻しを受ける場合又は大口預貯金口座を解約する場合において、保佐人の同意につき、家庭裁判所の指示書を必要とすることについては、あらかじめ約款に記載しておくことが考えられる。

(※3) 本人が保佐人の同意を得て大口預貯金口座からの払戻しを受ける場合にも、保佐人の同意について、家庭裁判所の指示書³を必要とすることが考えられるところ、これに対しては、国による財産権の侵害であると主張されるなど、窓口におけるトラブルの原因となり得るなどの消極的な意見もあった。

また、本モデルにおいて、本人が家庭裁判所の関知しないところで、保佐人の同意により大口預貯金口座を解約することができるとした場合、本人が多額の現金を手にするようになる上、家庭裁判所の保佐人の事務に対する監督にも影響を及ぼす可能性があることから、本人は、保佐人の同意を得たとしても、大口預貯金口座を解約することはできないとすることも考えられるが、これに対しては、本人が保佐人の同意を得て元本を領収する行為を制限することは、民法に反することとなり、解約を拒否することはできないとの消極的な意見もあった。

そこで、本人が大口預貯金口座を解約する場合も、大口預貯金口座からの払戻しと同様、保佐人の同意について、家庭裁判所の指示書を

³ 家庭裁判所の指示書は、保佐人の事務に対する監督権限の行使として発行されるものであり(民法第876条の5第2項, 同第863条第2項, 家事事件手続法別表第一の34項, 家事事件手続規則第85条, 同第81条第1項,)、家庭裁判所が、本人に対して、指示書を発行することはできない。

必要とすることによって、家庭裁判所による解約の必要性等についてのチェック機能を担保しつつ、保佐人が本人による解約に同意しない（同意についての指示書の発行を求めない）場合には、本人が同意に代わる家庭裁判所の許可を得ることにより対処できるものと整理された。

(2) 本モデルの主な検討課題等

本モデルについては、①本人用口座の残高が多額になった場合に、一度に多額の払戻しをしたとしても保佐人による事前の包括的な同意の効果が及ぶか、②相続等によって、保佐人が想定していない多額の金銭が本人用口座に送金された場合であっても、保佐人による事前の包括的な同意の効果が及ぶかなどの検討課題があると指摘された。

ア ①については、定期的な定額送金が設定されている場合、保佐人としては、通常、当該送金の範囲内であれば、本人が自由に預貯金を払い戻したとしても、当該送金額に照らして本人保護に欠けるところはないものと判断した上で、本人用口座からの払戻しについて包括的同意を与えるのが通常であると考えられることから、本人が一度に多額の払戻しをした場合も含めて事前に包括的な同意がされたものと考えることが可能であるとの意見が多数であった。

イ ②については、前記(1)アのとおり、約款において、保佐人が想定しない多額の金銭が本人用口座に送金された場合も含めて包括的に同意し、取消権を行使しない旨を明示的に定めておくという方策が考えられるものの、保佐人が包括的同意をした時点で想定していなかった金銭が入金され、本人がそれを払い戻している以上、当該払戻しについて、当然に事前の包括的同意の対象に含まれると解することには疑義があるとの意見があった。また、保佐人による事後の取消しの対象とすることにより、特に本人用口座についてATMにおける払戻しを許容する場合、金融機関としては払戻しの適否を判断する契機が乏しいにもかかわらず、二重払いのリスクを負うことになるとの懸念が示された。

これに対しては、本人用口座について、既存の口座を使用せず、新規の口座を開設する方法により、保佐人の想定外の入金を一定程度防止することができると考えられるものの、この方法に対しては、その効果は限定的であり、事務が煩雑となることなどを理由に消極的な意見もあった。

そこで、想定外の多額の金銭が本人用口座に送金され、本人が多額の金銭を払い戻すことを防止するための方策については、(ア)本人用口座については入金や振込を制限する、(イ)本人用口座の残高が一定額を超えた場合には、自動的に大口預貯金口座（又は保佐人用口座）へ預貯金を自動振替する、(ウ)本人用口座について出金限度額を設定するといっ

た方法などが考えられるところ、これらの方法については、各金融機関におけるシステム対応の要否や程度等を踏まえ、オプションとして、個別にその採否を判断すべきものと考えられる。

(3) 本モデルに関するその他の検討事項

ア 保佐人用口座に係る不正防止策について

本モデルにおいて、保佐人用口座に係る不正を防止するための方策としては、①保佐人用口座からの一定額以上の払戻しについて、家庭裁判所の指示書を必要とする、②保佐人用口座からの払戻し時に用途を確認することとする、③保佐人用口座についてはキャッシュカードを発行しない、④保佐人用口座の残高が一定額を超えた場合には、大口預貯金口座へ預貯金を振り替えるなどの方法が考えられるところ、いずれも、保佐人の利便性を損なう可能性があるとともに、各金融機関におけるシステム対応の要否や程度等が異なることから、保佐人用口座に係る制限については、中長期的な検討とすべきとの意見があった⁴。

イ 後見類型に移行した場合の対処方法

後見類型に移行した場合の対処方法としては、①保佐類型を対象とする支援預貯金に係る預貯金口座を解約して、後見類型を対象とする後見制度支援預貯金に係る口座を新たに開設する方法と、②本人用口座のみを解約した上で、大口預貯金口座及び保佐人用口座については解約及び開設という手順を経ることなく、保佐類型を対象とする支援預貯金に係る預貯金口座を引き続き利用する方法の2つの方向性が考えられる。なお、①における解約及び開設に際しては、いずれも家庭裁判所の指示書を必要とすることが考えられる。

もっとも、①の方法については、約款等により、解約から開設の手続が終了するまでの間に保佐人及び後見人が大口預貯金口座に係る金銭を管理するという事態が生じないための方策を講じる必要があり、②の方法については、保佐類型を対象とする支援預貯金に係る預貯金口座を後見制度支援預貯金に係る口座とすることがシステム上可能であるかといった課題があることから、各金融機関におけるシステム対応の要否や程度等を踏まえ、個別にその採否を判断すべきものと考えられる。

また、類型の移行について保佐人が金融機関に申告すべきことや、同申告がない場合に金融機関に生じた損害の賠償等の問題につき、約款で定めることが考えられる。

ウ 代理権付与の審判が取り消された場合の取扱い

本モデルについては、保佐人に対する代理権の付与が前提となってい

⁴ 勉強会報告書において、後見人の小口預貯金の不正防止についても中長期的な検討が望まれる旨指摘されている。

るところ、代理権が事後的に取り消された場合（民法第876条の4第3項）には、保佐人は預貯金の払戻しをすることができなくなるものの、代理権付与の取消しの審判には遡及効がないため、保佐類型を対象とする支援預貯金に係る預貯金契約自体は存続することになると思われる。そこで、このような場合には、上記預貯金契約（大口預貯金口座及び保佐人用口座）の解約事由（本人死亡や保佐取消等と同様に家庭裁判所の指示書を要さずに解約可能）とし、あらかじめ約款に記載しておくことが考えられる。

また、代理権付与の取消しの審判がされた場合も、上記イと同様に、保佐人が金融機関に申告すべきこと等を約款で定めることが考えられる。

エ 定期送金サービスのシステムの導入が困難な場合の対応について

「フォローアップ会議取りまとめ～定期送金サービスのシステムの導入が困難な場合の対応関係～」に記載のとおり、後見制度支援預貯金については、定期的な定額送金サービスの設定のない金融商品についてもやむを得ずに講じる次善の方策として、許容し得るという考え方について、参加団体等の間で特段の異論は見られなかった。なお、定期的な定額送金サービスの設定のない金融商品の場合には、大口預貯金口座から小口預貯金口座への送金をする度に、後見人が家庭裁判所から指示書の発行を受けて、これを金融機関に提出する必要があるとされた。

本モデルにおいては、大口預貯金口座から保佐人用口座及び本人用口座に対し定期的に定額送金を行うことを想定しているが、定期的な定額送金サービスの設定のない金融商品の場合には、後見制度支援預貯金と同様に、家庭裁判所の指示書に基づき大口預貯金口座から各小口口座への送金が行われるようにすることが考えられ、このような仕組みを、次善の策として、許容し得るという考え方について、参加団体等の間で特段の異論は見られなかった。この場合、保佐人が故意又は過失により指示書に基づく本人用口座への送金を行わないことを防ぐために、1通の指示書に2つの小口口座への送金の双方を記載することが考えられるほか、大口預貯金口座の残高不足の場合もあり得るため、2つの送金の先後関係を明記した指示書とすることも考えられる。

3 補助類型を対象とする預貯金管理の仕組み

補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みについても、上記2(1)と同様のモデルを導入することが考えられる。そこで、代理権の付与に加え、預貯金の払戻しに補助人の同意を要することを、補助類型を対象とする支援預貯金の利用の条件とし、いずれかを欠いた場合には、預貯金契約の解約事由に該当することと整理した。

第3 本人用口座を設けるのがコストの観点等から難しい場合

第2の2(1)記載のとおり、本モデルは、被後見人よりも広い範囲で財産行為をすることが予定されている被保佐人・被補助人の円滑な出入金を確保しながら保佐人・補助人による不正防止を実現するグラウンド・デザインとして提案された一案（議論のためのたたき台）であり、保佐・補助類型特有のニーズに応えようとするものである。

本モデルの運用にあたっては、現段階までの検討によれば、第2の2(2)及び(3)記載の検討課題があるほか、実際に運用するにあたってのシステム開発に係るコスト等の問題もあるが、仮に本人用口座を設けることが直ちには難しい場合であっても、少なくとも、後見制度支援預貯金と同様、大口預貯金口座と保佐人用口座（イメージ図左側。保佐人が管理する口座）の2つの口座を使った「不正防止」を目的とするスキームを選択肢の一つとして検討する必要がある（その場合、本人が日常生活を送るのに必要な資金の授受に係る方法に慎重な配慮を要する。）。

第4 まとめ

フォローアップ会議では、勉強会において、中長期的な検討が望まれる仕組みとされた「保佐・補助制度の下でも利用できる預貯金管理の仕組み」について、検討を行ってきた。保佐・補助類型については、後見類型と比較して、利用が低調であるなどの指摘がされているところ⁵、本モデルに従った場合には、本人が自由に払戻しをすることができる本人用口座が設定される預貯金管理の仕組みにより、より利用しやすいものとして認知され、保佐・補助類型の利用が広がっていくことが期待される。

また、今後、フォローアップ会議において、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することが考えられる。

金融機関においては、これらを踏まえ、不正利用の防止と顧客の利便性向上のため創意工夫を発揮し、顧客のニーズや課題解決に適切に応える金融サービスを提供し、保佐・補助類型を含む成年後見制度が安心して利用できるようにするための取組が期待されている。

以上

⁵ ただし、令和2年においては、保佐開始の審判の申立件数は、対前年比約11.6%、補助開始の審判の申立件数は、対前年比約30.7%の増加と、いずれも前年より大きく増加しており、増加傾向がみられている。

なお、令和2年12月末日時点における保佐の利用者数は4万2569人、補助の利用者数は1万2383人である。

保佐・補助類型を対象とする預貯金管理として考えられる仕組みのイメージについて

